

平成 29 年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成 30 年 3 月 中部地方整備局

# 平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

## 目 次

はじめに	…	3
1. 平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	…	4
2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成	…	4
A. 取組の実施状況	…	4
(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成		
①事案の事実経過等の職員周知【新規】＜再発防止＞	…	4
②コンプライアンス不祥事情報等の提供【継続】	…	5
(2) コンプライアンス宣言等		
①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示【新規】＜再発防止＞	…	5
②「コンプライアンス宣誓」【新規】＜再発防止＞	…	5
③コンプライアンス携帯カードの携行徹底【拡充】＜再発防止＞	…	6
④パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示【継続】	…	6
(3) 研修等の見直し		
①研修・講習の量的・質的な充実【拡充】＜再発防止＞	…	6
②コンプライアンスミーティングの実施【継続】	…	1 1
③e-ラーニングの実施（復習機能の追加）【拡充】＜再発防止＞	…	1 1
B. 検証（評価）	…	1 1
3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化	…	1 2
A. 取組の実施状況	…	1 2
(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底		
①事業者との飲食の届出【新規】＜再発防止＞	…	1 2
(2) 事業者等との応接ルールの徹底		
①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保【拡充】＜再発防止＞	…	1 2
(3) 事業者等へのルールの遵守の要請		
①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等【拡充】＜再発防止＞	…	1 2
②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知【拡充】＜再発防止＞	…	1 3
③リーフレットの掲示の徹底【拡充】＜再発防止＞	…	1 3
④退職準備セミナーにおける指導【新規】＜再発防止＞	…	1 3
B. 検証（評価）	…	1 4
4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり	…	1 4
A. 取組の実施状況	…	1 4
(1) 事業者等との組織的対応の確保《事前対応》		
①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の確保【新規】＜再発防止＞	…	1 4

②具体的な対応例等の組織的な共有【新規】＜再発防止＞	… 1 4
(2) 内部報告の匿名性確保等	
①匿名性を確保した通報の拡充【拡充】＜再発防止＞	… 1 5
(3) 事業者等との組織的対応の確保《事後対応》	
①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の確保【新規】＜再発防止＞	… 1 5
B. 検証（評価）	… 1 5
5. 入札契約関係の情報管理の徹底	… 1 6
A. 取組の実施状況	… 1 6
(1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し	
①入契委員会の運営の見直し【実施済】＜再発防止＞	… 1 6
②技術評価点の審査時期の後倒し【実施済】＜再発防止＞	… 1 6
③同時提出方式の適用工種等の拡大【拡充】＜再発防止＞	… 1 6
(2) 情報管理の徹底	
①予定価格等の積算にかかる情報管理の厳格化【拡充】＜再発防止＞	… 1 7
②技術審査データの管理の厳格化【拡充】＜再発防止＞	… 1 7
③技術提案書の情報管理の強化【実施済】＜再発防止＞	… 1 7
④発注担当職員の情報管理の徹底【拡充】＜再発防止＞	… 1 7
(3) 積算と技術審査・評価の分離	
①本局発注工事における分離体制の確保【拡充】＜再発防止＞	… 1 8
B. 検証（評価）	… 1 8
6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	… 1 8
A. 取組の実施状況	… 1 8
(1) 再発防止策のフォローアップ ＜再発防止＞	… 1 8
(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等【継続】	… 1 9
(3) 意識調査の実施【継続】	… 1 9
(4) 監査機能の充実【拡充】＜再発防止＞	… 1 9
B. 検証（評価）	… 2 0
7. その他	… 2 0
A. 取組の実施状況	… 2 0
(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化【継続】	… 2 0
B. 検証（評価）	… 2 0
8. コンプライアンス推進体制	… 2 0
A. 取組の実施状況	… 2 1
B. 検証（評価）	… 2 2
9. アドバイザリー委員会の評価・意見	… 2 3
まとめ	… 2 3

## はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。



中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

しかし、昨年度の平成 28 年 9 月 30 日、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計 30 数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。また、平成 28 年 12 月 3 日には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成 23 年から平成 24 年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券 100 万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。

このように相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に強い危機感を持ち、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察し、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策の検討を進めた。平成 29 年 3 月 14 日には、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」のなかで不正事案再発防止策が示され、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザリー委員会からの提言等を踏まえて、平成 29 年 3 月 28 日の推進本部会議において平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、その実施に努めてきた。

なお、コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成 29 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

\*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成 29 年度コンプライアンス推進計画  
点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価

## 1. 平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会は、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」において、二つの不正事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、中部地方整備局の組織内に潜在していた問題が露呈したのではないかといった視点から、強い危機感を持って、これまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察し、その発生要因を徹底的に分析した上で、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ②「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- ④入札契約関係の情報管理の徹底

という四つの柱から構成される再発防止策を取りまとめた。

これらの再発防止策を踏まえ、平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を、平成 29 年 3 月 16 日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会に提示し、同委員から意見等を伺い、平成 29 年 3 月 28 日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

## 2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

### A. 取組の実施状況

#### (1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

##### ①事案の事実経過等の職員周知【新規】＜再発防止＞

職員ひとり一人が身近な教訓としてこれを読み、自らのこととして認識し、危機意識を持って行動していくために、事案毎の事実経過等を職員向けイントラネットに掲示する。

さらに、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

事案の事実経過等の職員周知については、事案毎の事実経過等が記載された「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」を職員向けイントラネットに掲示するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて職員への周知を図った。

平成 29 年 4 月に全職員を対象に全所属において実施したコンプライアンスミーティングにおいて、事案毎の事実経過等が記載された「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」及び「平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を事前に職員が読み込んだうえで、所属内で意見交換を行うことで、職員ひとり一人が身近な教訓としてこれを読み、自らのこととして認識する機会とした。

適正業務管理官等が全事務所を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会では、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

職員研修では、計画された全ての研修（含む管理職講習）においてコンプライアンスの講義を実施しており、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

## ②コンプライアンス不祥事情報等の提供【継続】

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

コンプライアンス不祥事情報等の提供については、まさに平成28年度に当地整で発生した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案の事実経過等について、各取組みを通じて職員ひとり一人が身近な教訓としてこれを読み、自らのこととして認識する機会を設けることを優先した。発注者綱紀保持に係る不祥事事例については、過去の官製談合事案を取りまとめて、「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に向けて発信した。

### 平成29年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供

No	提供日	提供内容	啓発のポイント
1	H30. 2. 28	過去の入札談合等関与行為防止法違反事例	・事業者との応接ルール

## (2) コンプライアンス宣言等

### ①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示【新規】＜再発防止＞

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者にも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

「平成29年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（平成29年3月28日事務連絡）により、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、全職場において、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示を行った。

### ②「コンプライアンス宣誓」【新規】＜再発防止＞

管理職員が、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要があるため、管理職員が就任時及びその後の異動の都度、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

管理職員（俸給の特別調整額を給する管理監督職員）は就任時に、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し宣誓を行った。宣誓文本紙は自らが保持し、コンプライアンス意識を常に高く持ち職務にあたるよう活用を図った。

### ③コンプライアンス携帯カードの携行徹底【拡充】＜再発防止＞

職員ひとり一人が、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくため、現行のコンプライアンス携帯カードに「コンプライアンス宣言」を付加し、その携行を徹底する。

「平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日事務連絡）により、職員が携帯する「コンプライアンス携帯カード」を策定し、現行のコンプライアンス携帯カードに「コンプライアンス宣言」を付加し、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じてその携行の徹底を図った。

### ④パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示【継続】

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のクライアントパソコンにコンプライアンスメッセージを表示する。

パソコン起動時にコンプライアンスメッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、6月19日、8月7日、10月16日、1月29日及び3月19日にメッセージ表示を行った。

## (3) 研修等の見直し

### ①研修・講習の量的・質的な充実【拡充】＜再発防止＞

コンプライアンスの研修や講習などの取組は、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受けるように、事務所単位で実施する講習会の回数を増やして実施する。

また、全ての研修において、コンプライアンス及び公務員倫理の講義等を実施する。併せて、職務の階層や内容等に応じて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。

さらに、コンプライアンス講習会を拡充していくため、コンプライアンス・インストラクターの養成を図り、会議等での講習の充実を図る。

適正業務管理官が回数を増やして全事務所（本局及び36事務（管理）所）を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会では、昨年度に発生した事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等についての具体的な内容の説明を行うことで、職員ひとり一人が身近な教訓として、自らのこととして認識する機会とした。

また、中部地方整備局で計画された職員研修等の40コースにおいても、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。昨年度に発生した事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等についての具体的な内容の説明を行うことで、職員ひとり一人が身近な教訓として、自らのこととして認識する機会とした。

※参考：各講習会等の実績一覧

・平成29年度 適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会実績

(講習内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等)

適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会を本局及び36事務所(67回実施。1946名が参加。平成28年度は23回実施、759名が参加。)で実施した。併せて、それでも講習会に参加できなかった職員のために、講習会の内容を録画したDVDを管内各事務所へ配布して活用することで、年1回以上の機会を確保した。

(※印の事務所は、適正業務管理官による発注者綱紀保持等についての講習と、人事計画官による公務員倫理についての講習の、2部構成により実施した。)

開催事務所等名	実施日	実施回数	参加者人数
本局	11月10日、12月25日、 1月12日、1月26日	7回	311名
※多治見砂防国道事務所	8月25日	2回	58名
木曾川上流河川事務所	1月19日	2回	103名
岐阜国道事務所	9月12日	2回	114名
越美山系砂防事務所	9月1日	2回	18名
新丸山ダム工事事務所	1月29日	2回	27名
丸山ダム管理所	1月29日	1回	5名
※高山国道事務所	9月20日、21日	2回	59名
沼津河川国道事務所	7月13日	2回	58名
※富士砂防事務所	12月15日	2回	11名
浜松河川国道事務所	1月17日	2回	96名
※静岡河川事務所	9月29日	2回	57名
※長島ダム管理所	9月28日	1回	6名
静岡国道事務所	12月14日、15日	2回	53名
静岡営繕事務所	12月15日	1回	8名
清水港湾事務所	12月4日	1回	17名
庄内川河川事務所	9月8日	2回	63名
豊橋河川事務所	2月1日	2回	54名
設楽ダム工事事務所	6月21日	2回	30名
※名古屋国道事務所	10月26日	2回	86名
愛知国道事務所	12月21日	2回	52名
名四国道事務所	12月5日	2回	61名
※矢作ダム管理所	9月25日	1回	8名
名古屋港湾事務所	1月31日	1回	22名



三河港湾事務所	12月6日	1回	16名
※中部技術事務所	1月15日	2回	46名
名古屋港湾空港技術調査事務所	1月30日	1回	10名
※三重河川国道事務所	6月15日	2回	137名
木曾川下流河川事務所	11月6日	2回	92名
北勢国道事務所	11月20日	2回	52名
紀勢国道事務所	8月4日	2回	40名
蓮ダム管理所	8月3日	1回	6名
四日市港湾事務所	11月10日	1回	22名
天竜川上流河川事務所	6月22日	2回	71名
三峰川総合開発工事事務所	6月23日	1回	13名
※飯田国道事務所	12月7日、8日	2回	51名
※天竜川ダム統合管理事務所	12月8日	1回	13名
合 計		67回	1946名

・平成29年度 職員研修実績表（研修の中でコンプライアンス講義を実施）

（講義内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）

中部地方整備局で計画された職員研修等（40コース、902名）において、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。

No.	研修名	研修対象者	受講者数
1	初任職員	新規採用職員	69名
2	生産性向上（i-con）	出張所長、建設監督官、出張所係長等	21名
3	管理基礎（河川）	採用後概ね5～6年目の技術系職員、河川管理を担当する事務系職員	13名
4	管理基礎（道路）	採用後概ね5～6年目の技術系職員、道路管理を担当する事務系職員	12名
5	災害査定	災害査定検査官	18名
6	機械基礎	機械関係の業務を担当する技術系職員	8名
7	電気通信基礎	電気通信系の担当職員、係長経験1年程度の職員（営繕関係を除く）	11名
8	初任技術	新規採用の技術系職員	49名
9	管理職講習会（1期）	新任管理職	28名
10	用地事務（初級）	用地事務を担当する事務系職員	25名
11	管理職講習会（2期）	新任管理職	18名

12	テックフォース	緊急災害対策派遣隊員	40名
13	管理職講習会(3期)	新任管理職	17名
14	新任係長(事務・技術)	新任係長	18名
15	経理実務	経理実務に携わる職員	13名
16	土地収用	事業認定事務を担当する係長級以上の用地職員及び計画担当職員	19名
17	新任係長(事務・技術)	新任係長	13名
18	橋梁点検エキスパート	道路管理を担当する出張所係長、事務所係長層	4名
19	道路技術	道路事業を担当する主任～係長層	20名
20	河川技術	河川事業を担当する係長層	16名
21	生産性向上(i-con)	出張所長、建設監督官、出張所係長等	29名
22	中堅係長Ⅱ	本局係長概ね1～3年目職員	37名
23	建設技術	採用後概ね2年目の技術系職員	51名
24	トンネル点検エキスパート	道路管理を担当する出張所係長、事務所係長層	5名
25	マネジメントスキル	事務所の専門官又はこれに準ずる職員	9名
26	用地事務(上級)Ⅱ	用地事務を担当する事務系職員	24名
27	男女共同活躍推進	一般職員、係長層	14名
28	初任技術Ⅱ	新規採用の技術系職員	48名
29	中堅係長	事務所係長概ね2～3年目の職員	31名
30	初任事務	新規採用の事務系職員	27名
31	のり面・土工構造物点検エキスパート	道路管理を担当する出張所係長、事務所係長層	4名
32	港湾技術基礎(公共調達コース)	港湾空港部の技術系係長及び係員	11名
33	テックフォース	緊急災害対策派遣隊員	42名
34	入札契約・公物管理基礎	採用後概ね2年目の事務系職員	26名
35	マネジメント(上級)	入省後、概ね30年程度の職員	21名
36	河川維持管理	河川事業を担当する係長層	13名
37	ダム維持管理	ダム事業を担当する係長層	9名
38	中堅事務	採用後概ね4～5年目の事務系職員	16名
39	大規模土砂災害対応	係長・一般職員	8名
40	テックフォース	緊急災害対策派遣隊員	45名
	合計		902名

・平成29年度 外部講師による講習会の実施

外部講師として、公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「官製談合の防止について」の講習会を平成30年3月7日に2回実施し、どのような行為が入札談合等関与行為にあたるのか、過去に発生した官製談合の概要、入札談合に関与した場合にどのようなペナルティが科せられるのか等について、専門的な立場から講義を行っていただき、60名が受講した。併せて、講習の映像を管内の全事務所へ一斉配信し、会場へ足を運ばなくても多くの職員（87名が視聴した。）が視聴できる取組を実施した。

また、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、本局及び事務所の管理職等を対象に「公務員倫理を考える～利害関係の範囲と規制～」と題して公務員倫理保持に関する講習会を平成29年11月13日に実施し、150名が参加した。

・平成29年度 ブロック会議等での講習の実施

コンプライアンスインストラクターを講師として、ブロック別で開催される課長等会議や担当者会議において、コンプライアンスの重要性についての講義を実施した。

また、その活動状況について、推進本部会議で報告を行った。

なお、平成29年12月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修に3名の職員が受講、修了し、現在中部地方整備局内のインストラクターは、15名となった。

	開催日時	会議名	参加者
1	5月30日	愛知ブロック「業務の入札契約制度、手続き等に関する講義」	63名
2	6月8日	長野ブロック「業務の入札契約制度、手続き等に関する講義」	48名
3	6月15日	静岡ブロック「業務の入札契約制度、手続き等に関する講義」	60名
4	6月16日	三重ブロック「業務の入札契約制度、手続き等に関する講義」	63名
5	6月28日	岐阜ブロック契約事務管理官・経理課長等会議	12名
6	6月30日	三重ブロック契約事務管理官・経理課長等会議	9名
7	7月7日	長野ブロック契約事務管理官・経理課長等会議	7名
8	7月12日	静岡ブロック契約事務管理官・経理課長等会議	11名
9	7月24日	愛知ブロック契約事務管理官・経理課長等会議	11名
10	7月5日	三重ブロック副所長（事）・用地課長等会議	21名
11	11月27日	愛知ブロック用地担当者会議	18名
	計		323名

## ②コンプライアンスミーティングの実施【継続】

コンプライアンスミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

コンプライアンスミーティングについて、今年度は各所属において3回実施した。第1回目（4月～5月）は、昨年度発生した不正事案の事実経過等について認識を共有し意見交換を行った。第2回目（8月～9月）は、適正業務管理官から統一テーマを階層別に付与するとともに、より活発な意見交換ができるよう管理職員層（テーマ：発注者綱紀保持規程について（事業者等との応接等））と管理職員層以外（テーマ：発注者綱紀保持規程について（報告制度等））に分けてミーティングを実施する等の工夫を行った。第3回目（12月～1月）は、職員のコンプライアンス意識等について全職員へのアンケート調査を実施し、所属内のアンケート結果を資料として活用して意見交換を行った。

## ③e-ラーニングの実施（復習機能の追加）【拡充】＜再発防止＞

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができるe-ラーニングを実施する。

なお、復習機能を追加することで、更なる知識と認識の向上を図る。

e-ラーニングの実施について、第1回目（7月～8月）は、発注者綱紀保持規程に関する基礎的な問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。第2回目（12月）は、国家公務員倫理規程に関する基礎的な問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

「コンプライアンス宣言」を玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示し、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を内外に表明した。

また、「コンプライアンス宣誓書」を全ての管理職員が直筆で作成・所持することによって、あらためて、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員が常に意識を高く持って職務にあたることとした。

職員研修において実施したコンプライアンス講義や、適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会等の実施により、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受ける機会を確保し、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図った。不正事案の事実経過等については講習等の内容に含めて説明し、今回の事案を職員自らのこととして受け止め、危機意識を持って行動することが重要であることを徹底することが出来た。なお、講習会の参加者からは概ね好評を得ており引き続き実施していく。

e-ラーニングについては、職員が自席でいつでも必要な知識の習得ができることから積極的に活用した。

コンプライアンスミーティングについては、効果的であったとの意見が多くあり、職員の意識の醸成に一定の効果が認められたことから引き続き実施していく。マンネ

り化を防止して、より効果的になるよう更にテーマ等の改善が必要。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、職員のうち大多数が、今年度のコンプライアンス推進計画の取組みはコンプライアンス意識の向上に効果があったとの回答だった。（ある程度効果があったとの回答を含む。）

### 3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化

#### A. 取組の実施状況

##### (1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底

###### ①事業者との飲食の届出【新規】＜再発防止＞

事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくために、管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることを徹底する。

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、事業者との飲食の届出状況を報告した。コンプライアンス推進本部会議の内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けインターネットに掲示した。

##### (2) 事業者等との応接ルールの徹底

###### ①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保【拡充】＜再発防止＞

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにすべきであり、原則として受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底する。

事業者等との応接にあたっては、eラーニングを活用した学習や講習会等で繰り返し説明するなど応接ルールの周知を徹底した。また、少人数官署においては、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底し、各事務所の発注者綱紀保持担当者（事務所長等）が受付簿を確認するとともに、その状況をコンプライアンス推進本部会議で情報共有した。なお、副所長室の可視化への取組を継続し平成30年度中に全ての事務所で完了の予定。

##### (3) 事業者等へのルールの遵守の要請

###### ①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等【拡充】＜再発防止＞

事業者等に対し、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の周知を継続すると共に、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導するなど、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体等との意見交換会など様々な機会を通じ、再発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知するとともに、事業者のコンプライアンス体制確

立の要請を行った。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来庁者に対して協力依頼を行う取組を継続して実施した。

併せて、不正事案の発生を受け、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者へも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員や来庁者の目の付く箇所へ掲示する取り組みを実施した。

#### ※平成 29 年度 事業者団体への説明状況

##### 【実施状況】 7 2 回

##### 1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

##### 2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明

#### ②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知【拡充】＜再発防止＞

競争参加資格の認定通知時に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

平成 29、30 年度の競争参加資格の認定通知時に発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知するとともに、12 月実施の国家公務員倫理週間の取組みの際にも、年末年始等の綱紀の保持の協力要請に併せて、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。

#### ③リーフレットの掲示の徹底【拡充】＜再発防止＞

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を徹底する。

「平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日事務連絡）により、各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを掲示することについて、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて徹底を図った。

#### ④退職準備セミナーにおける指導【新規】＜再発防止＞

退職者が再就職によって「利害関係者」となることもあることから、退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導する。

平成 29 年 6 月 23 日及び平成 30 年 3 月 9 日に実施した退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導を行った。国家公務員倫理規程について事業者向けに作成された資料も活用した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

事業者等との不適切な接触が、今回不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、事業者等との接触に関するルールを強化し徹底する取組みを進めてきた。管理職員等が事業者等と飲食した場合には、相手方事業者等の氏名等を書面により届け出ることを徹底した。併せて、国民の疑惑や不信を招かないよう、組織のみならず職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所で複数の職員により対応することが重要であることから、事業者等との応接ルール等について職員への周知・徹底を図った。事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっていることから、事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請は回数を増やして実施した。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、各取組みのそれぞれが効果的であったとの回答であった。その他の主な意見としては、事業者等へのルール遵守の要請に、より一層取り組むべきとの意見が多数あった。

## 4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

### A. 取組の実施状況

#### （1）事業者等との組織的対応の確保《事前対応》

##### ①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の確保【新規】＜再発防止＞

部長、事務所長を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保する。

相談相手として指定された幹部職員と職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を早期に組織として把握し、適切に対応する。

日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保した。「平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日事務連絡）により、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて周知徹底を図った。

##### ②具体的な対応例等の組織的な共有【新規】＜再発防止＞

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を開催し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を構築する。

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を 2 回開催し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を構築した。（実施状況：第 1 回事業連絡会議 平成 29 年 10 月 31 日、第 2 回事業連絡会議 平成 29 年 12 月 5 日）

## (2) 内部報告の匿名性確保等

### ①匿名性を確保した通報の拡充【拡充】＜再発防止＞

不正行為を見知った職員が、組織を守るために勇気を持って通報を行うことができるようにするため、匿名での通報ができる新たなシステムを構築するとともに、通報された情報がどのように扱われるかを職員に周知する。

職員が匿名での通報ができる新たなシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を開始している。運用開始に当たっては、利用方法の説明を添付して全職員宛の一斉メールで周知した。

併せて、適正業務管理官が全事務所を巡回して実施しているコンプライアンス講習会及び、職員研修で実施しているコンプライアンス講義の内容に含めて周知した。

## (3) 事業者等との組織的対応の確保《事後対応》

### ①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の確保【新規】＜再発防止＞

国家公務員倫理規程を守らせる組織的な対応を確実に実施できるように、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とした体制を確立し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、事業者等に対して、適正に対応できるようにする。また、事業者等から不当な働きかけを受けた場合における報告をしやすくするために、報告先としての発注者綱紀保持担当者に事務所長等を追加する。

年度当初に開催された「副所長（事務）会議（＝事務所コンプライアンス推進室長）」において、平成29年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の説明を行って体制の確立等を指示した。

平成29年3月に中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改訂し、事業者等から不当な働きかけを受けた場合における報告をしやすくするために、報告先としての発注者綱紀保持担当者に事務所長等を追加した。

適正業務管理官が全事務所を巡回して実施しているコンプライアンス講習会では、その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法（事業者等から不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

職員研修では、計画された全部の研修（含む管理職講習）においてコンプライアンスの講義を実施している。その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法（不当な働きかけを受けた場合）も含めて実施した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

不正を未然に防ぐことができなかった職場環境の改善に向けて各取組みを実施した。事業を進めるうえで日常的に現場において発生する課題を、職員が一人で抱え込んでしまわないように、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）が、職員の相談相手となることで組織的な対応が図られるよう相談体制の確保を図った。

また、不正行為の端緒段階で組織的な対応ができるよう、職員が通報を臆することなく匿名での通報ができる新たなシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、



平成29年4月から運用を開始した。運用開始に当たっては、利用方法の説明を添付して全職員宛の一斉メールで周知をするとともに、講習会等においても周知を図った。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、効果的な取組みとして「事業者等の対応方法で迷ったときの相談体制の確保」と「匿名性を確保した内部通報システムをイントラ内に構築」の回答が多かった。一方、内部通報には抵抗感があるとの意見もあったことから、通報された情報の取扱いについてなど、より一層の周知を図る必要がある。

また、一般監査における各事務所へのヒアリングでは、相談体制に対する認識や認知度にバラツキがあるとの結果であったことから、より一層の周知・徹底を図る必要がある。

## 5. 入札契約関係の情報管理の徹底

### A. 取組の実施状況

#### (1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し

##### ①入契委員会の運営の見直し【実施済】＜再発防止＞

業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化する。

また、入契委員会資料のマスキングを徹底する。

全事務所の入札・契約手続運営委員会の運営要領を改正し、平成29年2月1日以降、工事発注担当課長の出席については、公告文審査段階の入契委員会のみ限定化した。

入札・契約手続運営委員会資料のマスキングについては、昨年度に当面の再発防止の措置として、同時提出方式以外の工事について、本店所在地等を初めとした参加企業固有情報のマスキングの周知徹底を図った。

##### ②技術評価点の審査時期の後倒し【実施済】＜再発防止＞

入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施することを徹底する。

昨年度に当面の再発防止の措置として、従前は競争参加資格審査の入契委員会において行っていた技術資料等の評価審査を、入札（開札）後の入契委員会において行うこととした。なお、事務所発注工事においては平成29年4月1日以降、本局発注工事については同年8月1日以降の公告案件からは、入札書と技術資料の同時提出方式の拡大を全工事に適用したことにより、技術資料等の評価審査の時期が入札（参加申請）後となった。

##### ③同時提出方式の適用工種等の拡大【拡充】＜再発防止＞

現在、高知談合を踏まえた本省通知により、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の3億円未満の一般土木C等級の工事に適用しているが、全工種への適用の拡大を試行する。

また、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用に向けた検討を進め、準備が整った段階で試行する。

平成29年4月1日以降に公告する一般競争総合評価落札方式の施工能力評価型を採用する予定価格が3億円未満の全工種を対象に同時提出方式を適用した（港湾空港関係については、平成29年7月1日以降に公告する事務所で発注する工事について同時提出方式を適用した）。

また、平成29年8月1日以降に公告する一般競争総合評価落札方式の施工能力評価型を採用する予定価格が3億円以上の工事及び技術提案評価型S型を採用する工事についても、全工種を対象に同時提出方式を試行として適用拡大した（港湾空港関係については、同時提出方式による分任官発注工事のレビューを行ったうえで、本局発注する工事について、平成30年6月より同時提出方式の適用を試行する）。

## (2) 情報管理の徹底

### ① 予定価格等の積算にかかる情報管理の厳格化【拡充】＜再発防止＞

情報管理責任者であっても、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう、土木積算システムを改良し、情報管理を徹底する。

入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう土木積算システムを改良し、入札締切日（予定価格等の閲覧が可能となる日）を設定する者（副所長等）と予定価格下調べ調書を作成する者（発注担当課長等）を別々に権限を与えることによって、入札締切日以前に予定価格等を把握できる者をなくす運用を平成29年4月1日より開始した。

### ② 技術審査データの管理の厳格化【拡充】＜再発防止＞

本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）の管理を一元化するために技術審査支援システム（仮称）を構築し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与することとし、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を図る。

平成29年9月に技術審査支援システム作成業務を契約し、現在、平成30年度当初からの運用開始に向け、システムを構築中。

### ③ 技術提案書の情報管理の強化【実施済】＜再発防止＞

事務所等における技術提案書の情報管理の厳格化を図るため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、情報管理の厳格化を図る。

本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、担当職員等に周知徹底し情報管理の厳格化を行った。

### ④ 発注担当職員の情報管理の徹底【拡充】＜再発防止＞

発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」としての報告対象とし、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。なお、職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

平成29年3月に中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改訂し、中部地方整備局の発

注担当職員に対して担当外の中部地方整備局職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」に当たることとし、発注者綱紀保持担当者への報告対象とした。職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底するために、適正業務管理官が全事務所（本局及び36事務（管理）所）を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会で説明した。また、中部地方整備局で計画された職員研修等の40コースにおいても、コンプライアンスに関する講義で説明した。

### （3）積算と技術審査・評価の分離

#### ①本局発注工事における分離体制の確保【拡充】＜再発防止＞

本局発注工事において、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、積算と技術審査・評価の完全分離を図る。

本局発注工事において、平成29年4月より予定価格等の作成（積算）と公告文案の作成は工事発注担当課で行い、競争参加者の資格審査、技術審査等は企画部技術検査室で行うこととした。技術検査室は新たに設けた個室内で審査を行っており、取り扱う書類も鍵付きのロッカーで管理するなど、完全に分離された環境で適切に業務を遂行することで情報管理の強化を図っている。

#### B. 検証（評価）

##### 【自己評価】

入札契約等の業務上知りうる情報の漏えいが、今回不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、入札契約方式等における不正がおりうる余地を無くすよう、入札契約関係の情報管理の徹底に向けた各取組みを進めた。なお、本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）については、契約課、技術審査担当部署において、それぞれで管理されているので、これらを一元管理するとともにアクセス状況を監視することでセキュリティ強化を図ることが必要。（技術審査支援システム（仮称）の構築を進めており、平成30年度からの運用を予定している。）

職員への意識調査（アンケート）においては、各取組みのそれぞれが効果的であるとの結果であった。また、入札契約関係の情報管理の徹底は、より一層取り組むべきとの意見もあった。

## 6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

### A. 取組の実施状況

#### （1）再発防止策のフォローアップ ＜再発防止＞

再発防止策を踏まえたコンプライアンス推進計画に基づく取組の進捗状況や効果等を、事務所単位で開催する講習会の際の確認や以下に掲げる取組によって検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを行う。

なお、「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を定期的に推進本部会議へ報告する。

事務所単位で開催する講習会の際には、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）等との意見交換において各事務所のコンプライアンス取組状況や取組に当たって事務所が抱える問題・課題等の把握を行った。「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を毎月開催している推進本部会議へ報告した。

## **(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等【継続】**

推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うなど、モニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。また、前年度のコンプライアンスに関する取組みの結果について、ホームページで公表し、透明性の確保を引き続き実施する。

平成29年10月13日開催の管内事務所長会議のなかでコンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うとともに、報告された内容は各事務所のコンプライアンス推進責任者等と情報共有した。併せて、各事務所の報告内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知を図った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

## **(3) 意識調査の実施【継続】**

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行う。

平成29年12月～1月に全職員を対象に全所属において実施したコンプライアンスミーティングにおいて、職員のコンプライアンス意識等について全職員へのアンケート調査を実施し、所属内のアンケート結果を資料として活用して意見交換をおこなった。職員への意識調査（アンケート）の結果では、ほぼ全員の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組みはコンプライアンス意識の向上に効果があったと回答された。

## **(4) 監査機能の充実【拡充】 <再発防止>**

再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。

監査結果については、内容を十分精査の上、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

今年度の一般監査実施計画において、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え、実施時期を前倒して前期（6月～7月）監査と後期（9月～11月）監査に別けて実施した。監査結果では一部の官署において、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示が徹底されていない事例があったため、掲示の徹底を指示した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

コンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証として各取組みを実施した。今年度の一般監査実施計画においては、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え監査を実施し、監査結果を踏まえてフォローアップをおこなった。

全職員へのアンケート調査の結果、職員の意識として、ほぼ全員の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組みは、コンプライアンス意識の向上に効果があったと回答し、不正事案の再発防止のためには負担感があってもやむを得ないとの意見もあった。一方で、一部の職員からは今年度の取組には負担感があるとの意見があった。

## 7. その他

### A. 取組の実施状況

#### （1）事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化【継続】

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も継続していく。

## 8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、平成29年度より、再発防止策に基づき、以下の体制を追加する。

- （1）発注者綱紀保持担当者に事務（管理）所長を追加。
- （2）本局及び事務所の幹部を相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保。
- （3）端緒段階で不正を摘み取るために、コンプライアンス推進室長（事務所との副所長）を中心とする体制を確立。

(4) 専門的な判断ができる外部有識者を招き、(2)の相談相手を組織的に支援する事業連絡会議を設置。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を受けながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。

#### A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」(以下「推進室」という。)を設置した。

推進本部は、以下のとおり推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。

#### ※参考：コンプライアンス推進本部会議開催実績一覧

##### 平成29年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
H29. 4. 24	第49回 推進本部会議	活動状況報告(3月~4月)及び今後の取組計画について
H29. 5. 30	第50回 推進本部会議	活動状況報告(4月~5月)及び今後の取組計画について
H29. 6. 27	第51回 推進本部会議	活動状況報告(5月~6月)及び今後の取組計画について
H29. 7. 25	第52回 推進本部会議	活動状況報告(6月~7月)及び今後の取組計画について
H29. 8. 30	第53回 推進本部会議	活動状況報告(7月~8月)及び今後の取組計画について
H29. 9. 26	第54回 推進本部会議	活動状況報告(8月~9月)及び今後の取組計画について
H29. 10. 31	第55回 推進本部会議	活動状況報告(9月~10月)及び今後の取組計画について
H29. 11. 28	第56回 推進本部会議	活動状況報告(10月~11月)及び今後の取組計画について
H29. 12. 26	第57回 推進本部会議	活動状況報告(11月~12月)及び今後の取組計画について
H30. 1. 30	第58回 推進本部会議	活動状況報告(12月~1月)及び今後の取組計画について
H30. 2. 27	第59回 推進本部会議	活動状況報告(1月~2月)及び今後の取組計画について
H30. 3. 27	第60回 推進本部会議	平成29年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について
		平成30年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

※参考：中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会開催実績

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は1回開催された。

（中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会委員）

委員長　：熊田　均　　弁護士  
委　員　：井上　純　　中日新聞社　論説委員  
　　〃　　：上田　圭祐　公認会計士  
　　〃　　：柴田　義朗　　弁護士  
　　〃　　：横溝　大　　名古屋大学大学院　教授

（平成29年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

・第8回委員会（H30.3.23　14:00～16:00）

出席委員：熊田委員長、井上委員、上田委員、柴田委員

議事：平成29年度中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について

平成30年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月1回開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い内部統制を堅持した。

また、コンプライアンス・アドバイザー委員会を開催し、委員からいただいた改善に向けた提言を踏まえて推進計画の策定を進めた。

各事務所のコンプライアンス推進室は事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンス推進担当者を指導するとともに、他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

## 9. アドバイザリー委員会の評価・意見

- ・コンプライアンスを維持するには内部統制的な取組が重要である。組織として高い意識を持って行動しているのかをチェックしなければならない。又、組織としてだけでなく、個人として高い意識を持ち続けることも重要である。
- ・事業者等へのルール遵守の要請は、相手方に理解していただいたかどうかが大変である。
- ・電子データの情報管理は、階層的にパスワードを設定し、そのパスワードを定期的に更新することが効果的である。
- ・コンプライアンス携帯カードの携行徹底のためには、内部監査などの機会に、実際に携行しているかの確認をするような取組が効果的である。
- ・内部監査は、ルールを守っているかどうかの確認だけではなく、そのルールが適切かどうかの視点も必要である。
- ・全体として適切に取組んでいると感じた。
- ・職員に過度な負担をかけないような配慮も必要である。

### まとめ

従来から実施しているコンプライアンス推進の取組は、法令遵守に対する職員のコンプライアンス意識の向上に寄与はしていたが、平成 28 年度に相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に、あらためて強い危機感を持ち、平成 28 年 10 月に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察した。その発生要因を踏まえて、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策として、「職員のコンプライアンス意識の一層の醸成」、「事業者等との接触に関するルールの強化」、「風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり」、「入札契約関係の情報管理の徹底」という四つの柱から構成される再発防止策を定め、平成 29 年 3 月 14 日に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」が取りまとめられた。

委員会で取りまとめられた再発防止策を強い決意を持って実行し、真摯な行動を積み重ねて行くことで、損なわれた国民からの信頼を回復し地域の信頼を取り戻すため、平成 29 年 3 月 28 日付けで平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定した。

平成 30 年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、取組のマンネリ化の防止を図りつつ、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果すべく取組を強力に推し進めていくこととする。